

「ヘルスサポートくれ」推進事業実施要綱

(目的)

第1条 呉市民一人ひとりが、生涯にわたり、住み慣れた地域で心身ともに健やかに生活できるよう、健康づくりや健診の受診、フレイル予防等を推進するため、企業、市民団体、高等教育機関等、多様な主体が主体的かつ積極的に行う取組に対し、呉市が協力・連携することで、より効果的・効率的に実施されることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「ヘルスサポートくれ」推進事業

企業、市民団体、高等教育機関等の団体が、呉市民を対象とした次に掲げる事業を自らが実施する場合において、当該団体からの申請に基づき、呉市が、その全部又はその一部に協力・連携する事業として選定した事業をいう。ただし、呉市の委託事業及び補助事業のほか、当該団体のプロモーション、その他呉市及び推進団体との取引関係を獲得し、維持し、又はそれらの見返りとする目的で実施されるものを除く。

ア 健康づくりに関すること。

イ 健診の受診促進に関すること。

ウ 疾病の発症・重症化予防に関すること。

エ フレイル予防・介護予防に関すること。

オ その他、健康の保持・増進に関すること。

(2) 「ヘルスサポートくれ」推進団体

前号に掲げる「ヘルスサポートくれ」推進事業（以下「推進事業」という。）を実施する意向があり、呉市に登録された団体をいう。

(実施主体)

第3条 呉市が、別に定める規約により公募し、呉市に登録した「ヘルスサポートくれ」推進団体（以下「推進団体」という。）が実施するものとする。

(呉市の役割)

第4条 呉市は、福祉保健課において、推進団体の登録事務、推進団体への情報発信、推進事業の選定、呉市と推進団体との調整、推進団体間の調整等を行う。

2 呉市は、推進事業の実施に当たって、可能な範囲において、協力・連携を行う。

(決定)

第5条 推進団体は、推進事業として実施したい事業がある場合は、事業申請書（様式1）を呉市福祉保健課へ提出する。

2 呉市は、必要に応じて、推進団体に説明、関係資料の提出を求めることができる。

3 呉市は、福祉保健課及び関係課において協議し、推進事業として実施の可否を決定し、決定通知（様式2）又は不決定通知（様式3）により申請した推進団体へ通知する。

(実施)

第6条 呉市及び推進団体は、推進事業の実施に当たって、本要綱に定めるほか、「ヘルスサポートくれ」推進団体登録規約、その他関係法令を遵守しなければならない。

2 呉市は、推進事業として実施する事業について、ホームページ等で公表し、広く市民に紹介する。

(変更・中止)

第7条 推進団体は、やむを得ぬ事情により、推進事業を変更又は中止する場合は、事業申請書（様式1）を呉市福祉保健課へ提出する。

2 呉市は、推進団体から事業変更届を受理した場合、又は呉市のやむを得ぬ事情により、推進事業への協力等を変更又は中止する場合は、決定通知（様式2）により当該推進団体へ通知する。

(取り消し)

第8条 呉市は、推進団体に対し、必要と認められる場合には、事業の進捗状況の説明、関係資料等の提出を求め、また、一時中断を求めることができる。

2 呉市は、推進事業の決定後、当該要綱やその他法令等に反した場合、又は公序良俗に反すると判断した場合は、推進事業の決定を取り消すことができる。

(事業報告)

第9条 推進団体は、推進事業完了後、事業報告書を呉市福祉保健課に提出する。ただし、呉市が必要ないと認めたときは省略できる。

(守秘義務)

第10条 呉市及び推進団体は、推進事業の実施に当たり、知り得た相手方の保有する機密情報等を相手方の承認を得ないで、外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第11条 呉市及び推進団体は、推進事業の実施に当たり、知り得た個人情報につ

いて、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令、
呉市個人情報保護条例、呉市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、推進事業の実施に必要な事項は、呉市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。